

鳴門市 障がい者（児）施設等の職員に対するPCR検査支援事業

1. 目的

新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクが高い障がい者（児）にサービスを提供している施設・事業所等では、『県外との往来をした職員は、一定期間「仕事を休む」という感染症対策』を講じ、当該施設・事業所内での感染拡大防止を図っている事例があり、こうした事例が重なった場合、必要なサービスの提供が難しい状況に陥ることが考えられます。

そこで、こうした感染症対策を講じている施設・事業所等を側面支援するため、親族の結婚式や葬式、家族の看病など、やむを得ない事由により県外との往来をした職員のPCR検査を鳴門市が支援し、当該職員の早期の職場復帰を促すことにより、現在のコロナ禍においても、継続的に質の高いサービスの提供体制の確保を図るものです。

2. 対象施設等

鳴門市内に所在する以下の施設・事業所

- ① 障がい福祉サービス施設・事業所
- ② 障がい児通所支援事業所
- ③ 相談支援事業所（指定一般相談、指定特定相談、指定障がい児相談、基幹相談）
- ④ 地域活動支援センター
- ⑤ 福祉ホーム

3. 対象者

対象施設等に勤務し、やむを得ない事由により県外との往来をした職員で、対象施設等より申出のあった者

※ 「やむを得ない事由」による場合のみを対象とするため、①個人的な旅行や②単なる帰省、③業務命令による出張などは対象外。

※ 「県外」とは、徳島県及び当該往来をした職員の住所地を除く都道府県。

※ 対象となる「職員」は職種を問わず、介護職員や医療職、事務職など広く含む。また、職員1人につき、本年度中に1回限りとし、同じ職員の再度の申出はできない。

4. 検査内容

PCR検査

5. 費用負担

PCR検査に係る費用を鳴門市が全額負担

※ 鳴門市が指定するPCR検査機関までの交通費などについては自己負担。

6. 実施時期

令和2年度に引き続き、令和3年度も継続実施

7. 申出等連絡先

鳴門市 社会福祉課 担当：大家、小川

電話：(088) 684-1145

Eメール：shakaifukushi@city.naruto.i-tokushima.jp

8. 実施手法

(1) 対象施設等から鳴門市への申出

① 勤務する職員 → 管理者等

やむを得ない事由による県外との往来がある旨、報告。

② 管理者等における確認

当該職員の県外との往来がやむを得ない事由によるものであり、早期の職場復帰を促す必要があるかどうかの確認・判断。

※ 判断に迷う場合には、鳴門市社会福祉課に要相談。

③ 担当者 → 鳴門市

「障がい者（児）施設等の職員に対するPCR検査支援事業 検査申出書（以下「検査申出書」という。）」をEメールにて提出するとともに、提出した旨、鳴門市社会福祉課に電話連絡。

※ 「検査申出書」については、申出受理欄を除く、全ての項目に記載すること。

(2) 鳴門市における確認・調整

① 鳴門市における確認

「検査申出書」により確認するとともに、場合により、対象施設等の担当者に聞き取り。

② 鳴門市 → PCR検査機関

鳴門市とPCR検査機関との間で、検査希望日におけるPCR検査の実施の可否や時間の調整。調整できた場合に、鳴門市が「検査申出書」の「4. 申出受理欄」に記載した上で、PCR検査機関にEメールにて通知するとともに、電話連絡。

(3) 鳴門市から対象施設等への通知

① 鳴門市 → 担当者

「検査申出書」（「4. 申出受理欄」記載済み）及びPCR検査機関における注意事項をEメールにて通知するとともに、通知した旨、担当者に電話連絡。

(4) PCR検査の実施・結果の連絡

① PCR検査申出者 → PCR検査機関

PCR検査申出者が直接、PCR検査機関を訪問し、当該PCR検査機関が指定する手法により、PCR検査を実施。

※ PCR検査申出者は検査前に必ず検温し、37度以上の場合には、本検査を中止及び鳴門市社会福祉課に連絡するとともに、専門外来などを受診すること。

② PCR検査機関 → PCR検査結果連絡先

翌日以降、PCR検査機関から、「検査申出書」の「⑰PCR検査結果連絡先」宛てに、検査結果の連絡（電話に出られるようにしておくこと）。なお、陽性だった場合にはPCR検査機関より保健所への届出がなされる。

対象施設等において、PCR検査機関から陽性だった旨の連絡がなされた場合には、担当者は鳴門市に対し、その旨速やかに連絡すること。